

旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程（平成19年旭医大達第64号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
第1条 (略) (体制)	第1条 (略) (体制)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 システムで使用する機器，ソフトウェア及びデータ等の情報管理を行う担当者（以下「情報管理担当者」という。）を総括する責任者として，情報管理責任者を置き， <u>医事課長</u> をもって充てる。	2 システムで使用する機器，ソフトウェア及びデータ等の情報管理を行う担当者（以下「情報管理担当者」という。）を総括する責任者として，情報管理責任者を置き， <u>経営企画課長</u> をもって充てる。
3 (略)	3 (略)
第2条～第11条 (略)	第2条～第11条 (略)
<u>附 則</u> この規程は，令和8年6月2日から施行し，改正後の旭川医科大学病院診療報酬明細書オンライン請求システムに係る安全管理規程は，令和8年4月1日から適用する。	

【改正理由】

事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。